

令和6年度

田沢二期農業水利事業

田沢二期地区現場技術推進調査業務

特 別 仕 様 書

東北農政局 田沢二期農業水利事業所

(適用範囲)

第1条 田沢二期農業水利事業 田沢二期地区現場技術推進調査業務（以下「本業務」という。）の施行にあたっては、「現場技術業務共通仕様書（以下、「共通仕様書」という。）」によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

なお、本業務は「現場技術業務の実施要領等について」（平成14年2月6日付け13農振第2788号農林水産省農村振興局長通知）別紙 現場技術業務実施要領第3の1 監督支援型による業務である。

(履行確実性評価の達成状況の確認)

第2条 本業務の受注にあたり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。そのうえで、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

審査項目 a)～c)において、審査時に比較して正当な理由なく必要額が下回った場合

① 審査項目 d)において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合

② その他、業務計画書等に示された実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合

③ 業務成果品のミス、不備等

(管理技術者)

第3条 管理技術者は、技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木又は農業－農業農村工学）又は農業部門（農業土木又は農業農村工学））、1級土木施工管理技士、農業土木技術管理士、シビルコンサルティングマネージャー（農業土木）、博士（農学）又はこれと同等の能力と経験を有する技術者でなければならない。なお、これと同等の能力と経験を有する技術者とは、大学卒13年（短大・高専卒18年、高卒23年）以上相当の能力と経験を有する者をいう。

(現場技術員)

第4条 現場技術員の技術者区分及び資格は、次のいずれかの者とする。

技術者区分、人員	資 格
現場技術員（B） 1人	・技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目）） ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目）） ・1級土木施工管理技士 ・畑地かんがい技士（畑地かんがいの工事に関する業務に限る） ・2級土木施工管理技士の資格取得後3年以上の実務経験を有する者 ・大学卒業後5年（短大・高専卒業後8年、高校卒業後11年）以上の実務経験を有する者

(配置技術者の配置)

第5条 共通仕様書第1－6条における業務組織表の作成及び共通仕様書第1－7条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務実施計画書の業務組織表に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務実施計画書において、業務組織表を変更する際も

同様とする。

- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務実施計画書の業務組織表において位置付けられた技術者を登録対象とし、事前に監督職員の承認を得るものとする。

(保険加入)

第6条 受注者は、共通仕様書第1～28条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

(工事の概要)

第7条 本業務の対象とする工事概要は、次のとおりである。

工 事 名	工事場所	工 期	工種・概略数量
抱返頭首工整備工事	仙北市	R3. 4. 15 ～R6. 5. 15 (予定)	仮設工1式
水管理施設整備工事	大仙市 仙北市 美郷町	R5. 1. 23 ～R6. 8. 30 (予定)	水管理施設整備1式
田沢疏水左岸幹線用水路他 補完(その1)工事<仮称>	大仙市 仙北市	R6. 5～R6. 12 (予定)	抱返頭首工仮設ヤード復旧工 1式 1号開渠工目地補修 L=129m 川口幅仮置場整備工1式 水管理施設局舎補修1式
神代右岸取水口他整備工事 <仮称>	仙北市	R6. 4～R6. 12 (予定)	浮栈橋補修工1式 ゲート類補修 20か所
第二田沢幹線用水路 原形復旧工事<仮称>	大仙市	R6. 4～R6. 5 (予定)	原形復旧1式

なお、業務位置については「別紙 業務位置図」のとおりである。

(履行期間)

第8条 業務期間は次のとおりとする。

項 目	期 間
現場技術員 (B)	令和6年4月17日 から 令和6年12月25日まで

(業務内容)

第9条 業務内容については、次のとおりとする。

- (1) 管理技術者の業務内容は、次のとおりとする。

- 1) 契約書第10条第2項に定める業務運営を行うものとし、監督職員と月1回以上の業務打合せを行う。

なお、月2回目以降の打合せについては監督職員と協議のうえ、書面等により行うことができるものとする。

ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

- (2) 本業務に従事する現場技術員は、現場技術員 (B) とし、その業務内容は次のとおりとする。

- 1) 設計に関する業務
 - ・設計及び工事の積算に必要な所定の図面、数量、その他の資料作成に関する業務
 - ・設計及び工事の積算に必要な現場条件等の調査に関する業務
 - ・経験に基づく技術的な判断又は助言を要する業務
- 2) 監督に関する業務
 - ・工事の契約図書で実施方法、出来形、品質及び工程管理等高度な判断を要しない業務
 - ・工事の監督職員と施工業者及び地元関係者等との連絡業務
 - ・工事契約の変更及び地元関係者等との協議に関する資料の作成業務
 - ・経験に基づく技術的な判断又は助言を要する業務
- 3) 関係機関との協議に関する業務
 - ・基礎的資料の作成に関する業務
 - ・経験に基づく技術的な判断又は助言を要する業務

(業務場所)

第 10 条 業務場所は、東北農政局田沢二期農業水利事業所内及び当該事業実施地域内を予定しており、業務期間中は庁舎を無償で使用させるものとする。なお、詳細については、監督職員と協議の上決定するものとする。

(成果物)

第 11 条 成果物の提出は、次のとおりとする。

- (1) 業務実施報告書 1 式
- (2) 共通仕様書第 2-4 条から第 2-19 条の規定により実施した業務において作成した資料 1 式
- (3) その他必要な資料 1 式

(成果物の提出先)

第 12 条 成果物の提出先は、次のとおりとする。
秋田県大仙市大曲川原町 9-17
東北農政局田沢二期農業水利事業所

(契約変更)

第 13 条 業務請負契約書第 17 条から第 20 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 第 7 条に示す「工事の概要」に変更が生じた場合。
- (2) 第 8 条に示す「履行期間」に変更が生じた場合。
- (3) 第 9 条に示す「業務内容」に変更が生じた場合。
- (4) 第 10 条に示す「業務場所」に変更が生じた場合。
- (5) 第 11 条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (6) その他

(その他留意事項)

第 14 条 業務の実施に際して、留意する事項は次のとおりである。

- (1) 通勤用及び本業務用に自動車等を必要とする場合は、受注者において用意するものとする。
- (2) 業務履行に必要なパソコン及びプリンターは、受注者において用意するものとする。
なお、原則として機能等については監督職員と協議の上決定するものとするが、最新のデータに更新（アップデート）したウイルス対策ソフトがインストールされ、ウイルスチェック済みのパソコンとする。

業務期間満了等で業務に使用したパソコンを撤去する場合には、ハードディスク等のデータは完全に消去し、その結果について監督職員の確認を受けるものとする。

- (3) 現場技術員は会社名・氏名等が記載された名札を着用するものとする。
- (4) 受注者からの請求により発注者が必要と認めた場合には庁舎の使用ができるものとする。この場合、机、椅子等は貸与する。

なお、貸与物件については、別途使用貸借申請書を監督職員に提出するものとする。

業務位置図



大 仙 市

仙 北 市

・神代右岸取水口他整備工事<仮称>

・抱返頭首工整備工事

・第二田沢幹線用水路
原形復旧工事<仮称>

・水管理施設整備工事
● : 対象位置

・田沢疏水左岸幹線用水路
補完(その1)工事<仮称>

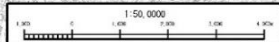
川口幅板置場

●田沢二期農業水利事業所

和 賀 郡
西 和 賀 町

仙 北 郡
美 郷 町

横 手 市



令和6年度			
二 次 計 画	田沢二期農業水利事業 田沢二期地区取水口他整備事業		
国 道 名	仙 道 国		
年 月 日			
尺 度	S-1:50,000	図面番号	1
会 社 名			
事業所名	東北建設局 田沢二期農業水利事業所		